

2024年7月12日

アセットマネジメント One オルタナティブインベストメンツ株式会社

**アセットマネジメント One オルタナティブインベストメンツの**  
**フィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて**  
**～お客さま本位の業務運営の徹底～**

アセットマネジメント One オルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「当社」）はアセットマネジメント One グループの一員として、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「FG」）が定める『〈みずほ〉の企業理念』ならびに第一生命グループが定める『第一生命グループの理念体系』を踏まえた「アセットマネジメント One の企業理念」を採択しています。

同企業理念においてアセットマネジメント One 株式会社（以下「AMO」）は「投資の力で未来をはぐくむ」をコーポレートメッセージとして定め、投資を通じて、中長期に亘るお客さまの資産形成と企業の健全な成長、そしてサステナブルで豊かな社会の実現を支えるべく、プロフェッショナルとしての役割を全うすることで最高水準の商品・サービスを提供し、お客さまにいちばん信頼される資産運用会社を目指しています。

またFGでは2016年2月12日に「〈みずほ〉のフィデューシャリー・デューティー（\*）に関する取組方針」（以下「取組方針」）を策定・公表しており、当社はこの取組方針を採択するとともに、取組方針に則り当社の機能である「運用・商品開発機能」に応じた施策を実践してまいります。

具体的な施策につきましては、当社ではアセットマネジメント One グループの一員として AMO と一体となって施策を実践していることから、AMO の施策内容に包含するかたちで公表することとしています。

AMO の 2023 年度の取り組み状況は AMO ホームページの「FD アクションプラン（お客さまからの信頼の向上に向けた取組み）」をご覧ください。該当アクションプランの「これまでの取り組み」に 2023 年度の実績も含めています。

（URL）<https://www.am-one.co.jp/company/actionplan2024/>

（\*）他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称

なお当社は、金融庁が 2017 年 3 月 30 日に公表し、2021 年 1 月 15 日に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」の 7 つの原則全てについて採択をしています。（以下運用・商品開発機能に関する取組方針について当該原則 2～7 に該当する箇所に原則番号を記載しています。）

またグループ横断での取り組みが中心であるグループ管理方針に関するアクションプランや、お客さま本位の業務運営の定着状況を確認するための定量指標（KPI）については、持株会社であるFGより公表を行っています。

<みずほ>のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み

（URL）<https://www.mizuho-fg.co.jp/company/policy/fiduciary/pdf/actionplan2024.pdf>

アセットマネジメント One のフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて

（URL）<https://www.am-one.co.jp/company/fiduciary/>

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表は[こちら](#)です。

## 運用・商品開発機能に関する取組方針

### 1. 運用の高度化<原則2>

1. 人材・運用基盤の強化を通じた投資判断や分析能力の高度化により、お客さまに最高水準の付加価値を提供します。
2. お客さまの資産運用ニーズに対する最適なソリューションを提供し続けるため、既存の運用手法の改善や新たな手法・投資機会の探求に邁進します。

### 2. 商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取り組み<原則2、原則4>

1. 商品の適切なリスク管理やチェックを通じて、市場環境の変化に対応すべく、継続的に商品品質を向上します。
2. 最終受益者を含めお客さまのニーズを的確に捉え、プロとしての知見をもって、お客さまの安定的な資産形成に資する商品開発を行います。
3. 商品開発にあたっては、商品のリスクの所在、複雑性等に応じて、お客さまの特性を特定するとともに、お客さまにふさわしい商品を提供すべく、販売会社・販売部門と適切に連携いたします。
4. 優れた商品を適切なコストで提供すべく、お客さま目線に立った透明性の高い運用報酬・手数料を設定するとともに、その内容について適切な情報提供を行います。

### 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実<原則5、原則6>

1. お客さまの第一の相談者となるべく、クオリティーの高いサービスを実行します。
2. 利便性とわかりやすさを意識した適切な情報提供を行います。
3. 人材育成の高度化に取り組むとともに、お客さまの金融・投資知識の向上に役立つサービスの充実を図ります。

### 4. ガバナンス強化<原則3>

1. お客さまの利益を第一に考える組織体制を一層強化すべく、運用会社としての独立性を高めた業界最高水準のガバナンス態勢を構築します。
2. 新商品の開発に係る意思決定は、コンプライアンス部門を含めた透明性の高いプロセスと客観的な評価に基づき実行します。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社
■取組方針掲載ページのURL :	<a href="https://www.am-one.co.jp/pdf/amoai/release/26/240712_FD_AMOAI.pdf">https://www.am-one.co.jp/pdf/amoai/release/26/240712_FD_AMOAI.pdf</a>
■取組状況掲載ページのURL :	<a href="https://www.am-one.co.jp/pdf/amoai/release/26/240712_FD_AMOAI.pdf">https://www.am-one.co.jp/pdf/amoai/release/26/240712_FD_AMOAI.pdf</a>

原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	<p><b>【顧客の最善の利益の追求】</b></p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>1. 運用の高度化、 2. 商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取り組み</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 ・序文、グループ管理方針序文・2・5、運用商品開発1(1)(2)・2(1)(2)</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・アセットマネジメントOneのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～ ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況(運用パフォーマンス、最適なプロダクトラインナップ)</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針”における該当箇所”] P4～6、24、31、33、39、42～44</p>
	(注)	<p>金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>1. 運用の高度化、 2. 商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取り組み</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 序文、グループ管理方針序文</p>
原則3	<p><b>【利益相反の適切な管理】</b></p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>4. ガバナンス強化</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 グループ管理方針4、運用商品開発4(1)(2)</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・利益相反管理方針の概要</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針”における該当箇所”] P42</p>
	(注)	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合</li> <li>販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合</li> <li>同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合</li> </ul>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>4. ガバナンス強化</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 グループ管理方針4</p>
原則4	<p><b>【手数料等の明確化】</b></p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>2. 商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取り組み</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発2(4)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針”における該当箇所”] P35</p>

原則 5		<p><b>【重要な情報の分かりやすい提供】</b></p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発3(2)</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】</p> <p>・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況(情報提供やサービスの充実)</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】 P36</p>
	(注1)	<p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件</li> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性</li> <li>顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)</li> <li>顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響</li> </ul>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発3(2)</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】</p> <p>・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況(情報提供やサービスの充実)</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】 FDIに関する取り組み:P36</p>
	(注2)	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 P36</p>
	(注3)	<p>金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 P36</p>
	(注4)	<p>金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 P36</p>
	(注5)	<p>金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 P36</p>

原則 6		<p><b>【顧客にふさわしいサービスの提供】</b></p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発2(3)</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】</p> <p>・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況(運用パフォーマンス、最適なプロダクトラインナップ、ESG投資への取り組み)</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】 P36、39</p>
	(注1)	<p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと</li> <li>具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと</li> <li>金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと</li> </ul>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(1)(2)・3(1)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 P36</p>
	(注2)	<p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(1)(2)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 P36</p>
	(注3)	<p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発2(3)</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】</p> <p>・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況(情報提供やサービスの充実)</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】 P36</p>
	(注4)	<p>金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(1)・3(1)</p>	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】</p> <p>※グループ会社の該当箇所を記載 FDIに関する取り組み・P36</p>
	(注5)	<p>金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。</p>	実施	<p>【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】</p> <p>3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発3(3)、グループ管理方針5</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】</p> <p>・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況(情報提供やサービスの充実)</p> <p>・未来をはぐむ研究所</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】 P36、43、44</p>
原則 7		<p><b>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</b></p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>グループ管理方針1・2</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】</p> <p>・投資判断プロセスにおける独立性の確保等について</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】 P41</p>
	(注)	<p>金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。</p>	実施	<p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における該当箇所】</p> <p>グループ管理方針5</p>	<p>【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】</p> <p>・未来をはぐむ研究所</p> <p>【(みずほ)のフィデューシャリー・デューティーに関する取り組み”における該当箇所”】 P43、44</p>

【照会先】	
部署	コンプライアンス部
連絡先	03-5221-1334